

意見要旨・回答

| No. | ページ | 意見項目 | 意見の要旨 | 市の考え方及び対応 | 対応結果 |
|-----|---------------|--|--|---|-------|
| 1 | 13 | 第2章 高槻市の空家等の現状と課題 2-2. 高槻市空家等実態把握調査 | 周辺への影響度の指標は、隣接する道路の重要性によって、メリハリをつけるべきと考えます。例えば、緊急輸送道路等や市営バス路線道路など重要な道路に隣接する場合は、影響度を1以上（例えば、1.25や1.5）に引き上げて良いと考えます。 | 隣接する道路は周辺への影響度を判断する上で重要な要素です。本市では危険度判定を実施し、一定程度の危険度があると認められる空家については、周辺道路の重要度も加味した上で、高槻市空家等対策審議会に諮り、特定空家等及び管理不全空家等の指定について検討しています。 | 原案どおり |
| 2 | 22 | 第3章 空家等対策に係る基本方針と成果指標 3-1. 空家等対策に係る基本方針 | 活用できる空家は世界で芸術を志す若い人に無料で高槻市が貸し出し、世界中の若い芸術家に高槻市に住んでもらい、高槻市で生活してもらう。永遠に無料で空家を提供したら、人の入れ替わりがなくなり、高槻市が活性化しなくなるので提供の年数を決める。また、数年おきに高槻市が中心となって関西ビエンナーレ芸術祭を開催し、空家を作品の制作場所や倉庫として、芸術家に提供する。今回、高槻市市営バスの「高槻市営バス経営戦略」の意見募集があり、交通部には国土交通省のバスタプロジェクトを提案した。これをきっかけに高槻市を全国区にして観光客を集めたい。 | 本市には活用可能な空家が数多く存在しており、空家等の流通・活用の取組を促進してまいります。 いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 | 原案どおり |
| 3 | 29 | 第5章 適切に管理されていない空家等に対する措置 5-1. 空家法における措置について | 緊急時の安全措置を条例で規定している自治体もありますので、高槻市でも今後検討する旨を記載してはいかがでしょうか？ | いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 | 原案どおり |
| 4 | 29 32 | 第5章 適切に管理されていない空家等に対する措置 5-2. 措置の手順 5-3. 措置の内容 | 通常の手続きは時間を要するので、緊急時の措置も記載すべきと考えます。近隣の住民にとって、有益な情報だと思います。 空家法第22条第9項によれば、「災害その他非常の場合」に緊急代執行を行うことができるので、緊急代執行の説明を「5-2 措置の手順」や「5-3 措置の内容」に織り込むべきと考えます。 | ・当該項目につきましては、適切に管理されていない空家等に対する一般的な措置の手順を記載しておりますが、ご意見を踏まえ、以下のとおり一部修正いたします。 ・30ページ 措置のフロー図「(6) 勧告（空家法第22条第2項）」の部分に「災害その他非常の場合で、緊急に措置を行う必要がある場合は、緊急代執行を検討」という記述を追加します。 ・32ページ 「(9) 行政代執行（空家法第22条第9項）（行政代執行法第3条第2項）」の文章に、「なお、災害その他非常の場合において、緊急に措置を行う必要がある特定空家等については命令等の手続きを経ることなく緊急代執行を行うことができます。（空家法第22条第11項）」という記述を追加します。 | 一部修正 |